

【緊急支援第一弾 入学・新生活応援給付金(臨時給付) よくあるお問い合わせ】

<この給付金について>

Q1. 2019年度の「入学・新生活応援給付金」には申し込んでいませんが、今からでも申し込むことはできますか？

A1. 申し訳ありませんが、**新規の申し込みは受け付けておりません。**

第一弾の給付金は、2019年11月26日～12月16日に申し込みを受け付けていた「2019年度 入学・新生活応援給付金」で不採用になった人が対象です。

Q2. 2019年度の「入学・新生活応援給付金」に申し込み、不採用になりました。第一弾の給付金は必ず受け取れるのですか？

A2. 不採用となった約3,000人を対象に再審査を行い、内定した1,300人に給付します。

再審査でも不採用となった場合は、給付金を受け取ることはできません。

なお、この緊急支援では内定した人のみ、2020年5月28日(木)に郵送で結果を通知しています。

Q3. 2019年度の入学・新生活応援給付金に申し込んだあと引っ越し、通知に書いてある住所と異なる場所に住んでいます。どうすればいいですか？

A3. 「入学・新生活応援給付金(臨時給付)書類提出届」に、2019年度の給付金にお申し込みいただいた当時のご住所を記載しております。そちらを現在のご住所に訂正してください。給付金の決定通知をお送りするほか、今後アンケート調査のご協力などをお願いする場合があります。お手数をおかけいたしますが、最新のご住所をお知らせいただくと助かります。

Q4. 臨時給付が決定となった場合、いつ給付金を受け取れますか？

A4. 証明書類の確認が取れしだい、できる限り早く給付金をお届けします。6月中に、内定した人全員に給付の予定です。

ただし、証明書類の提出が遅れた人は、確認後7月以降の給付となる場合もあります。

<住民税の所得割が非課税世帯の人>

Q5. 年度が変わり、申込者本人(お子さん)が進学・就職したため、保護者とは別に暮らしています。住民票、または健康保険証の写しは、どのように用意すればいいですか？

A5. 申込者ご本人と保護者、それぞれの住民票などをお送りください。

Q6. 「最新」の住民税非課税証明書とは、いつのものですか？

A6. 令和2年度(2019年1月～12月分)のものをご提出ください。市町村によって令和2年度
の非課税証明が取得できない場合や状況が変わって所得割が課税されていた場合は、令和元年度(2018年1月～12月)のものをご提出ください。なお、両年度とも所得割が課税されている場合は非該当となります。

<生活保護世帯の人>

Q7.年度が変わり、進学(または就職など)のため、申込者本人は現在生活保護を受けていません。証明書は何を提出すればいいですか？

A7.「保護廃止(または停止)証明書」を提出してください。自治体によって書類の名称が異なる場合がありますが、申込者ご本人が、現在生活保護を受けていないことが分かるものであれば、問題ありません。

Q8.別の用途で取得した生活保護の受給証明書が手元にありますが、そのまま提出してもいいですか？

A8.「入学・新生活応援給付金(臨時給付)」提出用など、用途を記入したものを改めて取得してください。今後の収入認定防止のためにも、担当のケースワーカーと申込者ご本人との間で、この臨時給付についてお互いにご確認いただき、受給証明書のご用意をお願いします。

<社会的養護出身の人>

Q9.措置延長のため、現在も児童養護施設・里親のもとで生活しています。臨時給付を受け取ることはできますか？

A9.2019年度の給付金で、「高校卒業等」の区分で申し込み、今回内定された場合は、臨時給付を受けることができます。

「入学・新生活応援給付金(臨時給付)書類提出届」に、現在のご状況をお書きください。

例)高校卒業後、措置延長で現在も施設に入所し(または里親宅に起居)、大学に通学中

以上

2020年6月3日 初版

公益財団法人あすのば